平成２２年（フ）第８７３号
長野県茅野市北山3413番地　スカイヒル男子寮225号、前住所神奈川県中郡大磯町高麗２丁目11番22号　藤コーポ102号室
破産者　佐々木　幹
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３２号
岐阜県美濃加茂市本郷町９丁目18番34号
破産者　渡邉　　諭
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第８７号
大分県中津市浦町186番地、住民票上の住所大分県中津市大字牛神399番地１　ロフティパレス中津Ⅱ308号
破産者　長野　健一
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６号
大分県中津市大字定留831番地
破産者　友松　達哉
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第５３３号
宮崎市宮崎駅東１丁目５番地１　サーパス宮崎駅東1202号
破産者　川野　紘一
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８８号
長崎県西海市大島町1793番地１
破産者　大西　敏見
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
長崎県松浦市調川町中免368番地１
破産者　福田　　保
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
静岡県熱海市昭和町23番31号、前住所静岡県駿東郡清水町久米田143番地の１　アーバンシティ清水町弐番館316号
破産者　山田　幸政
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地50―201、前住所大阪府寝屋川市早子町７番１号
破産者　阪田　賢次
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５１１号
埼玉県飯能市仲町７番14号
破産者　田中　聡憲
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６６４号
金沢市泉３丁目５番16号　メゾンド・トレビ303、開始決定時の住民票上の住所金沢市新神田４丁目９番１号
破産者　北村　　均
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
福井県福井市豊岡２丁目３番２号
破産者　番上　季男
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９５号
福井県あわら市市姫２丁目26番８号
破産者　太子堂正悟
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
福井市順化２丁目８番１号
破産者　間　　和子
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１４号
福井県大野市泉町４番５号
破産者　山川　洋子
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３８号
名古屋市港区錦町１番12号
破産者　堀本　　守
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２３号
大阪府和泉市井ノ口町５番24号リバーサイド井ノ口108
破産者　塩野久美子
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６１６号
兵庫県姫路市大津区天満465番地11
破産者　佐藤　和雄
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７９０号
兵庫県姫路市余部区上余部392番地６
破産者　福住　麻子
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部